

NEWS RELEASE

No. 19-9

2019年6月20日

(公財)損害保険事業総合研究所

損保総研レポート第127号を発刊し、以下の2つのレポートを掲載しました。

- ◆ レピュテーション・リスクと保険
- ◆ 米国の再保険担保規制改革の動向

公益財団法人 損害保険事業総合研究所（理事長 佐野 清明）では、研究員による調査研究の発表の場として機関誌「損保総研レポート」を定期刊行しています。

今号（第127号）では、次のレポートを掲載するとともに、海外の金融・保険市場の動向等を紹介しています。

<レポート>

◆ 『レピュテーション・リスクと保険』

（主席研究員 望月 一弘）

企業の法令違反や社員不祥事、情報漏えいなど、レピュテーションの低下をもたらすマイナスの情報は、ソーシャルメディアの影響などにより、以前に比べ大量にかつ速く伝達されるようになり、企業は従来以上にレピュテーション・リスクやブランド価値の低下リスクへの関心を高く持つようになっていきます。

かかる中、保険業界の対応は主に企業のレピュテーション・リスク管理への支援や、レピュテーションのさらなる低下の防止・軽減等に要する事後対策費用の補償に焦点が当てられています。これはレピュテーションの低下による企業価値や収益などの減少（レピュテーション損失）を定量化し保険化することは困難だと考えられているためです。しかし、アプローチの工夫によりレピュテーション損失を補償する保険商品も少ないながら海外には存在します。

本稿では、レピュテーション・イベント発生後に収入・利益の減少を評価するアプローチや、独自のレピュテーション評価モデルに基づいて事前に定めた仕組により損失額を決定するアプローチにより、レピュテーション損失を補償する保険商品の事例について紹介します。これらの事例は、保険化が困難なリスクに対する適切な保険商品の提供について検討するうえで参考となると考えられます。

◆ 『米国の再保険担保規制改革の動向』

（主任研究員 杉浦 友）

米国の保険会社から受再する米国外の保険会社に対して、引受負債相応額の100%以上の担保を求める米国の再保険担保規制は、長年にわたりわが国損害保険会社にと

って対米主要課題の1つでしたが、近年、規制緩和に向けた改革が進められています。

2015年に全米保険監督官協会（NAIC）が開始した認定管轄区域制度によって、監督制度が所定の基準を満たすと認められた、わが国を含む管轄区域に所在する保険会社には、審査に基づいて一定の担保減額が認められるようになりました。また、2017年に締結された米国・欧州連合（EU）の二者間合意（カバードアグリーメント）によって、EUの保険会社は複雑な審査等を経ずに米国の再保険担保要件が免除されることとなり、この取決めと認定管轄区域制度との調整も図られています。

本稿は、米国の保険会社から受再するわが国損害保険会社が、当該制度の展望や米国・EU等の再保険会社との公正な競争環境の確保を考慮する際の一助となるべく、認定管轄区域制度およびカバードアグリーメントの概要、ならびに2019年5月1日時点までのNAICの関連動向を取り上げています。

<その他>

◆ 金融・保険市場におけるトピックス

損保総研レポートは、本号の発刊に合わせて第76号（2006年6月発行）以降のすべての号を当研究所ウェブサイトにてPDF形式で無償提供いたします。なお、冊子版の販売は2019年6月19日をもって終了いたしました。

<https://www.sonposoken.or.jp/portal/publications>

本件に関するお問い合わせ先

〒101-8335 千代田区神田淡路町2-9
公益財団法人 損害保険事業総合研究所
研究部 笠原（TEL：03-3255-1761）

この資料は、保険関係業界紙各社へ同時に配付しております。

ご参考

損保総研レポート第 127 号 目次

○レピュテーション・リスクと保険

(執筆者 主席研究員 望月 一弘)

《目次》

1. はじめに
2. レピュテーション・リスクに関する概況
3. Reputation Institute におけるリスク評価・管理の事例
4. レピュテーション損失を補償する保険商品の事例
5. おわりに

○米国の再保険担保規制改革の動向

(執筆者 主任研究員 杉浦 友)

《目次》

1. はじめに
2. 認定管轄区域・認定再保険会社制度
3. 米国・EU カバードアグリーメント
4. おわりに

以上